

## 村山市おいしい山形空港札幌便利用促進助成金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 市長は、おいしい山形空港における山形＝札幌便(以下「札幌便」という。)の利用促進を図るため、村山市民等が札幌便を利用する場合の航空運賃に係る経費に対して、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において助成金を交付する。

(助成対象者、対象期間、助成額及び助成予定数)

第2条 この要綱による助成金の交付を受けることができる者、対象となる期間、助成額及び助成予定数は、次表のとおりとする。

助成対象者	対象期間	助成額及び助成予定数
対象期間内において、札幌便を有償で利用した村山市民等  ※県外への単身赴任者、進学により県外在住の子弟は対象とする。  ※国家公務員及び地方公務員の公務による利用は対象外とする。	平成29年12月1日～ 平成30年3月31日  ※ただし、助成予定数に達し次第終了とする。	【助成額】 往復@4,000円/1名 (片道利用の場合は@2,000円/1名)  【助成予定数】 100席  ※片道利用を1席と換算。 ※マイレージ利用による無償での搭乗は対象外とする。 ※旅行会社が主催する募集型団体旅行に参加した場合の搭乗は対象外とする。ただし、航空券と宿泊のみがセットになったフリープラン商品を利用した場合の搭乗は対象とする。 ※山形空港利用拡大推進協議会が実施する助成制度との併用を可能とする。

(事前申込)

第3条 助成金の交付を受けようとする者(助成対象者、助成対象者を代表する者。以下「申請者」という。)は、電話又はメール等により、利用日や利用人数等を通知のうえ、事前申込みするものとする。  
2 市長は、申請者から事前申込みがあった場合は、助成予定数の範囲内において申請者に予約番号を付与する。

(交付申請及び請求)

第4条 事前申込みをした申請者は、助成対象となる航空便を利用した後、予約番号を記載した村山市おいしい山形空港札幌便利用促進助成金交付申請書兼請求書(以下「申請書兼請求書」という。)(別記様式)を作成し、各助成対象者の搭乗したことを証する書類等を添付のうえ、市長へ提出するものとする。  
2 前項に掲げる交付申請の期限は、搭乗日の属する月の翌月末日までとする。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書兼請求書の提出があった場合において、その内容を審査し適当と認めるときは、交付の決定を行うものとし、交付の決定は助成金の支払いをもって代えるものとする。  
2 市長は、交付の決定をするにあたり、申請者に対し追加の資料の提出を求めることができる。

(助成金の返還)

第6条 市長は、虚偽の内容その他不正の行為又は過誤等により不正に助成金の交付を受けたと認めるときは、当該助成金の返還を申請者に命ずることができる。

2 申請者は、前項の規定により返還を命じられた場合は、受領した助成金を速やかに返還しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

(別記様式)

予約番号：

## 村山市おいしい山形空港札幌便利用促進助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

村山市長 志 布 隆 夫 あて

申請者 住 所 〒

氏 名

印

連絡先 TEL

村山市おいしい山形空港札幌便利用促進助成金について、村山市おいしい山形空港札幌便利用促進助成金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり交付申請及び請求します。

### 1 利用日及び利用便

利用日： \_\_\_\_\_

利用便： \_\_\_\_\_

※利用期間は、平成29年12月1日から平成30年3月31日まで

### 2 助成対象者

氏名	住所	年齢	利用区分
		才	片道 ・ 往復
		才	片道 ・ 往復
		才	片道 ・ 往復
		才	片道 ・ 往復
		才	片道 ・ 往復

※必要事項の記載された任意様式を添付いただいても構いません。

### 3 助成申請額

助成額 @2,000円 × \_\_\_\_\_ 席 = \_\_\_\_\_ 円

※助成額は、片道利用の場合は1席、往復利用の場合は2席となります。

### 4 助成金振込先

金融機関名

支店名

口座種類(どちらかに○)

普通 ・ 当座

口座番号

口座名義(カタカナ)

### 5 添付資料

助成対象者の搭乗したことを証する書類(搭乗券又は搭乗案内の写し)